

技能功労者表彰・商工業従業員表彰にご推薦ください

❖技能功労者表彰

市では、長年にわたって同一職業に従事し、産業の振興に顕著な功績を修めた技能者を表彰しています。11月14日現在で、以下の①~④の基準をすべて満たす方をご推薦ください。

図①市内で30年以上技能職に従事 ② 続けて5年以上市内に居住 ③満60歳 以上 ④すぐれた技能を持ち、徳行著し く後進の模範となっている方

□推薦方法 市野または産業振興課(保 谷庁舎3階)にある「西東京市技能功労者 推薦書」に必要事項を記入し、9月14日 金(必着)までに、〒202-8555市役所 産業振興課へ郵送または直接持参。

❖商工業従業員表彰

市と西東京商工会では、毎年市内の商工業に従事している優良な従業員を表彰しています。以下の基準に該当する方を 雇用している事業主の方はご推薦ください。

図11月13日現在、10年以上同一事業所に勤務し、表彰日現在においても当該事業所に勤務している従業員で、勤務成績が優良な方(事業主と同一世帯の方およびパートタイマーを除く)。

□推薦方法 市野・産業振興課(保谷庁舎3階)または商工会事務局にある「西東京市商工業従業員表彰推薦書」に必要事項を記入し、9月14日金(必着)までに〒202-0005住吉町6-1-5 西東京商工会保谷事務所(☎042-424-3600)へ郵送または直接持参。

いずれも推薦された方の中から、表彰 規定により該当者を決定します。詳しく は市₩をご覧ください。

❖表彰式

職11月14日(水)

場田無庁舎5階

◆産業振興課**保 (1** 042-438-4041)

スポーツまつり・ フリーマーケット出店者募集

どなたでも自由に参加できる運動会「西東京市民スポーツまつり」を今年も開催。 当日会場に設けるフリーマーケットの出店者を募集します。

- 場向台運動場

※雨天の場合、フリーマーケットは中止 □**募集区画** 100区画(1区画2.5m× 2.5m)1人または1団体につき1区画(飲食 店不可・申し込み多数の場合は抽選)。

□出店協力金 1区画500円

※中止の場合も返金しません。

申往復はがきに、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・出店物(衣類・雑貨など)を明記し、9月14日(必着)までに、〒202-0013中町1-5-1スポーツセンター内 NPO法人西東京市体育協会事務局へ郵送(必着)。

❖出店説明会

(出店者は必ず出席してください。)

- 闘9月25日(火)午後7時から
- 場田無庁舎2階
- 問NPO法人西東京市体育協会事務局 (☎042-425-7055・月~金曜日午前 9時~午後4時)
- ◆スポーツ振興課保(☎042-438-4081)

傍 聴 審議会など-

■地域密着型サービス等運営委員会

- 畸9月4日以午後7時~9時
- 場保谷庁舎別棟
- 地域密着型サービス事業者の応募状況など定 5 人
- ◆高齢者支援課 保 (☎ 042-438-4030)

■男女平等参画推進委員会

- 時9月14日億午後6時30分~8時30分
- 場田無庁舎1階
- 内市民意識調査の項目の検討など
- 這5人
- ◆協働コミュニティ課(☎ 042-439-0075)

給食食材の放射性物質検査を開始します

市では、9月10日(月)から給食に使用される食材の安全性を確認するため、消費者庁から貸与を受けた放射性物質検査機器により、市内の市立小・中学校、市立保育園、私立保育園・幼稚園などの給食食材の放射性物質の測定を開始します。

□検査方法 給食食材に含まれるセシウム134および137の数値を消費者庁から貸与を受けた放射性物質検査機器(ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータ)により測定します。

□**検査対象** 市内の市立小・中学校、市立 保育園、私立保育園・幼稚園などの給食食材

□結果公表 市⊞など

□問い合わせ先 市立小・中学校給食 食材の検査…学校運営課(**富**042− 438-4073)

市立・私立保育園給食食材の検査…保育課(ma042-460-9842)

私立幼稚園給食食材の検査…子育て支援課(**富**042-460-9841)

消費者庁から貸与を受けた放射性物質 検査機器…協働コミュニティ課

(**⋒**042−438−4046)

◆協働コミュニティ課保

 $(\mathbf{m} 042 - 438 - 4046)$

防災行政無線を利用した 全国一斉緊急情報の伝達試験を行います

武力攻撃や地震などの災害時に、全国瞬時警報システム(J-ALERT)から送られてくる国からの緊急情報を、確実に皆さんへお伝えするため、市内で緊急情報伝達手段の試験を行います。

時9月12日 め午前10時ごろ・10時30分ごろ(各1回)

□**放送内容** 「これは、試験放送です」を3回、「こちらは、防災 西東京市です」、チャイム音

※J-ALERT (ジェイ・アラート)とは、

武力攻撃や地震などの災害時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などの活用により瞬時に情報伝達するシステムです。

◆危機管理室保

 $(\bigcirc 042 - 438 - 4010)$

9 月 9 日 は 救 急 の 日

9月9日日の「救急の日」から9月15日出までの「救急医療週間」を中心に、東京消防庁では、応急手当ての技能を身につけ手当てを行うことの重要性と、救急車の適正利用を呼びかけていきます。



暘9月8日出午前9時~正午(午前の部)、午後1時30分~4時30分(午後の部)

- 場防災センター6階
- 対・定市内在住の方、各回50人
- ◆西東京消防署警(☎042-421-0119) ◆危機管理室(层(☎042-438-4010)



寄せられた意見の概要や選挙管理委員会の検討結果をお知らせします

下表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、選挙管理委員会の考え方をまとめたものです。

投票区変更

【公表日】7月1日(日) 【**意見募集期間】7月2日(月)~25日(水)** 【**意見件数】6件(2人)** ◆選挙管理委員会事務局(**保**)(**亩** 042 − 438 − 4090)

	「奴」「(上)() ▼ 迄于日红文朵五字155月 四 (四 0 12 130 1090)
お寄せいただいた意見	選挙管理委員会の検討結果
西東京市市民参加条例は、第2条第6号で市長と教育委員会を実施機関と定義するとともに、第13条で実施機関が市民意見提出手続きを実施するとしています。また、市品で公開されている例規集を調べる限り、選挙管理委員会の内部規定に市民意見提出手続きを実施する根拠規定はないようです。選挙管理委員会が市民意見提出手続きを実施する根拠を示してください。	西東京市市民参加条例には、確かに実施機関は市長と教育委員会とあり、選挙管理委員会は含まれていません。しかし、投票区の見直しは市民の皆さんに大きな影響があると考え、選挙管理委員会の責任において、西東京市市民参加条例の例に倣ってご意見を伺うことにしました。
市の例規に基づかず、個別に本件の実施を決定したのならば、その 件名、決定者および決定日を示してください。	6月19日開催の西東京市選挙管理委員会において決定しました。
本件は、公職の選挙にかかる投票区の変更に対するパブリックコメントを求めるものです。ここで、意見を提出できる対象に、「市内在勤者」「市内在学者」「市内に事務所または事業所を有する法人その他団体」を含める理由は何でしょうか。また、意見が提出できる対象を市内在住の20歳以上の日本国籍者に限定しなかった理由は何でしょうか。これら2点を示してください。	市民の皆さんに大きな影響があると考え、市のパブリックコメント の例に倣って広くご意見を伺うことにしました。
見直しの考え方の3番目に経費削減とあるが、どの程度の削減を見 込んでいるのか。	約260万円の削減を見込んでいます。
現第8選挙区は期日前投票などで混雑しているのに、投票区を統合 したら余計混雑するのではないか。混雑すると会場の拡張や期日前 投票申告書の説明員の増員などで人員を割く必要があり、経費削減 にならないのではないか。	今回の見直しの基準の一つに投票区間での有権者数の格差解消があります。投票区間の有権者数の偏りを減らすことで、混雑していた投票所ではその解消が図れると考えています。また有権者数に応じて事務従事者を配置する予定ですが、投票区の見直しにより事務従事者数全体は減る予定です。期日前投票所については、近隣市の動向を注視し、今後の研究課題としていきます。
投票所の変更が行われた場合、投票所が遠くなる高齢者が増え、選 挙の投票率が減少する可能性はないのか。	投票率についてはさまざまな要因があると考えています。選挙の争点であったり、当日の天候にも左右されることもありますが、投票区の見直しにより市民の皆さんが混乱しないように丁寧な対応を行い、投票率に影響がないよう努力していきます。

広報掲示板をご存じですか?

市内に、市やそのほかの公共機関からのお知らせを掲示する「広報掲示板」を71カ所設置しています。

この掲示板は、行政の空きスペースを利用して市民サークルの催し物のポスター掲示にもご利用いただけます。

- □掲示期間 毎月1日・10日・21日からの原則10日間
- 申掲示希望日の2カ月前から1週間前までに、市民相談室(田無庁舎2階または保谷庁舎1階)へ掲示物(A4判まで)をお持ちください(申込順)。

□掲示制限

次の掲示物は掲示することができ ません。

- ①政治および宗教活動に関するもの ②営利活動に関するもの
- ③公序良俗、公共の福祉に反するもの ※申し込み多数の場合などは、掲示できないこともありますので、事前に電話でご確認ください。
- ※詳細は、市田または市民相談室 までお問い合わせください。
- 間市民相談室
- **Ⅲ** (**⋒**042−460−9805)
- ⟨★ (★ 042−438−4000)
- ◆秘書広報課Ⅲ
- $(\blacksquare 042 460 9804)$